

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫の架台等の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年2月9日（火）10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
横山係長
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、昨年7月22日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫架台等の設置）について、12月26日に実施した面談における原子力規制庁からの質問の一部に対する説明があった。
 - 架台の耐震性評価について
 - ✓ 固有値解析により架台の振動特性を求め、共振の恐れのあるときには、動的地震力による評価を行い、静的地震力による評価と比較し厳しい方の評価を採用する。
 - ✓ 静的地震力による評価は、地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出、比較することで転倒評価を実施し、架台を固定している基礎ボルトに作用するせん断荷重と許容剪断荷重を比較することにより滑動評価を実施する。また、連結ボルトの評価は、連結ボルトに作用するせん断応力とボルト許容応力を比較することにより評価を実施する。
 - 架台の構造強度評価
 - ✓ 使用済吸着塔を保管した状態において、架台の吸着塔受けはりに作用する応力を算出し、部材の許容応力と比較することにより強度評価を行う。
 - ✓ 保管した使用済吸着塔が地震力により滑り、上部はりと接触した場合に上部はりへ作用する応力を算出し、部材の許容応力と比較することにより強度評価を行う。
 - ✓ 使用済吸着塔の保護措置として、保管する使用済吸着塔と架台はりとの隙間に緩衝材の取付けを行い、地震力により吸着塔が動くことを制限するとともに、架台上部はりへの接触による衝撃を緩和する。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について、以下のコメントを行った。
 - P.17での架台における解析モデルは、使用済吸着塔が自立し、水平荷重を架台に与えないとしている評価モデルとなっているため、使用済吸着塔の水平荷重及び転倒モーメントを考慮した強度評価について説明すること。

6. その他

資料：大型廃棄物保管庫の揚重設備及び架台設置に係る実施計画の変更について
以上